

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会 小地域福祉ネットワーク活動推進事業助成金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人仙台市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）が実施する小地域福祉ネットワーク活動の進展を図るために要する費用について助成金を交付するために必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象事業)

第2条 小地域福祉ネットワーク活動として行う次の各号に定める事業を助成対象とする。なお、第1号に定める事業については地域福祉活動推進員を設置して実施するものとする。

(1) 基礎的活動

基本メニュー

安否確認活動

連絡調整会議

調査活動

研修

広報活動

選択メニュー

基本メニューでは取り組みにくい「地域の抱える課題」の中から、特に解決したい目的を定めて、その課題解決のために重点的に取り組む活動

(2) 生活支援活動

日常生活支援活動

サロン活動

2 前項の規定にかかわらず、本会及び仙台市の他の助成事業または補助事業として行う場合は助成対象から除くものとする。

(助成金交付条件等)

第3条 前条に定める助成対象事業に対する助成金の交付条件、交付単価、交付上限額等は、別記に定めるとおりとする。

(基礎的活動助成金の申請)

第4条 基礎的活動助成金の交付を受けようとする地区社協会長は、基礎的活動助成金申請書（様式1）を当該年度の6月末日までに所管する区事務所又は青葉区宮城支部事務所（以下、「区事務所等」という。）を通じて本会会長に申請しなければならない。ただし、助成申請の全部又は一部について、期日を過ぎて申請を行う場合は事前に所管する区事務所等を通じて本会会長へその理由を報告し、承諾を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前年度に助成金の交付を受け、その報告書及び精算書の提出をしてい

ない地区社協については、申請することができない。

(基礎的活動助成金の交付)

第5条 本会会長は、前条に定める書類の提出があった地区社協に対し、当該年度の7月末までに助成金を交付するものとする。ただし、期日を過ぎて当該年度中の活動にかかる助成金の全部または一部について助成申請を行なった地区社協に対する助成金の交付は、本会会長がその都度定める。

2 前項の規定にかかわらず、前年度に基礎的活動助成金の交付を受けた地区社協が、基礎的活動助成金精算書(様式2)、基礎的活動実施状況報告書(様式3-1)及び基礎的活動地域福祉活動推進員活動報告書(様式3-2)のうち本会会長へ提出していない書類がある場合には、その提出後に助成金を交付するものとする。

(基礎的活動助成金の精算及び実施状況報告)

第6条 地区社協会長は、基礎的活動助成金精算書(様式2)及び基礎的活動実施状況報告書(様式3-1)を当該年度終了後2週間以内に区事務所等を通じて本会会長へ提出しなければならない。

2 地区社協会長は、基礎的活動地域福祉活動推進員活動報告書(様式3-2)を半期(6か月)終了後2週間以内に区事務所等を通じて本会会長へ提出しなければならない。

(基礎的活動助成金の返還)

第7条 本会会長は、基礎的活動助成金を受けた地区社協が次の各号に該当する場合は、助成金の決定を取消し又は変更し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 執行額が助成額を下回ったとき
- (2) 虚偽の報告をしたとき
- (3) 助成目的以外に経費を流用したとき
- (4) その他この要綱に違反したとき

2 前項の規定にかかわらず、本会会長が必要と認めるときは、その都度報告を求めることができる。

(生活支援活動助成金の申請及び実績報告)

第8条 生活支援活動助成金の交付を受けようとする地区社協会長は、生活支援活動助成金申請書(様式4)及び生活支援活動助成金実績報告書(様式5)を半期(6か月)終了後、その定める期日までに所管する区事務所等を通じて本会会長へ提出するものとする。ただし、助成申請の全部又は一部について、期日を過ぎて申請を行う場合は事前に所管する区事務所等を通じて本会会長へその理由を報告し、承諾を得なければならない。

(生活支援活動助成金の交付)

第9条 本会会長は、前条に定める書類の提出のあった地区社協に対し、その書類を審査のうえ、上半期(4月から9月)分については11月末日までに、下半期(10月から3月)分については書類審査終了後速やかに助成金を交付するものとする。ただし、前条で定める期日を過ぎて書類を提出

した地区社協に対する助成金の交付は、本会会長がその都度定める。

(生活支援活動助成金の返還)

第 10 条 本会会長は、生活支援活動助成金を受けた地区社協が次の各号に該当する場合は、助成金の決定を取消し又は変更し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 実施状況について事実と異なる報告をしたとき
- (2) その他この要綱に違反したとき

2 前項の規定にかかわらず、本会会長が必要と認めるときは、その都度報告を求めることができる。

(事務の管理)

第 11 条 区事務所等は、地区社協による助成金の申請及び精算、実施状況報告、実績報告について必要な助言・指導を行うものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月改正)

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱に基づきなされた基礎的活動助成金の交付決定及び生活支援活動助成金の対象活動については、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 3 月改正)

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱に基づきなされた基礎的活動助成金の交付決定及び生活支援活動助成金の対象活動については、なお従前の例による。

[別記] (第3条関係)

小地域福祉ネットワーク活動推進事業 助成金交付条件等

区分	活動内容		交付条件	交付上限 (年額)	
基礎的 活動	基本メニュー	安否確認活動	仙台市社会福祉協議会会長に委嘱された地域福祉活動推進員1名を設置していること。	社協会員数に応じて右のとおりとする。	2,000名以下 100,000円
		連絡調整会議			2,001名～ 4,000名 150,000円
		調査活動			4,001名以上 200,000円
	研修	会員数に関わりなく 60,000円			
	広報活動	助成額小計(上限額)		社協会員数 2,000名以下 160,000円	
選択メニュー			2,001名～ 4,000名 210,000円		
				4,001名以上 260,000円	

区分	活動内容	交付条件	交付単価	交付上限 (年額)	
生活 支援 活動	日常生活支援活動		500円/回	日常生活支援活動とサロン活動を合算し、社協会員数に応じて右のとおりとする。	2,000名以下 220,000円
	サロン活動	実施回数 半期3回以上 対象者人数 1回5名以上	3,000円/回		2,001名～ 4,000名 230,000円
					4,001名以上 240,000円

助成額合計(上限額)				社協会員数 2,000名以下	380,000円
				2,001名～ 4,000名	440,000円
				4,001名以上	500,000円

- 1 社協会員数は、前年度に当該地区社協を通じて会員となった本会の普通会員数及び特別賛助会員数の合計とする。
- 2 基礎的活動にかかる助成金の使途は、電話代、交通費、事務消耗品費、通信運搬費、会場使用料、研修会講師謝礼、印刷代など、活動の実費として必要な範囲とする。
- 3 日常生活支援活動の内容は、地域の実情に応じて、草取り、買物、ゴミ出し、布団干し、簡単な用足し、外出の付き添い、電球の交換などを選択して行うものとする。
- 4 日常生活支援活動の活動回数は、活動を行うため訪問した時を1回と数える。なお、1日に複数回訪問した場合や複数の支援者で訪問した場合も1回と数えるものとする。
- 5 サロン活動は、任意の場所において概ね単位町内会範囲の住民を対象に実施するものとし、対象とする住民が企画に参加できる機会も図るものとする。但し、特定の趣味や娯楽などを主な目的とするもの、会員であることを参加の条件にするものは助成の対象から除くものとする。